

滋賀県市町村職員研修センター次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則

〔平成 17 年 3 月 31 日滋賀県市町村職員研修センター規則第 1 号〕

次世代育成支援対策推進法施行令（平成 15 年政令第 372 号）第 2 項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 19 条第 1 項の地方公共団体の機関、その長またはその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

滋賀県市町村職員研修センターの管理者	滋賀県市町村職員研修センターに勤務する職員
--------------------	-----------------------

付 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。